

「在宅医療・介護連携推進事業」推進協議会（仮称）の設置について

南信州広域連合

1 経 過

(1) 事業について

医療と介護は、それぞれ保険制度が異なること等により、他職種間相互の理解や情報の共有が十分にできにくいという側面があり、現状では必ずしも円滑に連携がなされていないという課題がある。

今後高齢化が更に進展し、また一人暮らしや高齢者のみの世帯が増える状況の中で、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供する態勢を構築することが必要とされてきた。

こうした中、介護保険制度の改正により、地域包括ケアシステム構築に向けて、平成 30 年 4 月までに全ての市町村が介護保険法の地域支援事業である「在宅医療・介護連携推進事業」に取り組むことが義務付けられ、具体的な 8 つの事業項目が示された。（8 事業は別紙参照）

(2) 検討経過

誰もが安全安心に住み続け、住み慣れた地域で生涯を全うするための「医療介護提供体制の構築」は、持続可能・定住可能な南信州の地域づくりに直結するものであるが、当地域の特徴として市町村単独や地域包括支援センター単位での実施が困難、或いは非効率的な課題等があると予想されることから、構成市町村や飯田医師会などの意向もある中で、広域的な課題整理や解決を図り、事業推進へと繋げるための検討を行うことを目的として、広域連合が事務局となり、7 月に飯伊地域の関係機関、団体等による準備会組織を立ち上げ検討を重ねてきた。

（参加団体：飯田保健福祉事務所、圏域 14 市町村（地域包括支援センター含む）、飯田市立病院、飯田医師会、飯田下伊那歯科医師会、飯田下伊那薬剤師会、飯伊包括医療協議会、飯伊圏域介護保険事業者連絡協議会、長野県看護協会、南信州広域連合）

2 結 果

準備会での協議の結果、当該 8 事業は全ての自治体で行う必要があるが、当圏域は全体で一つの二次医療圏を構成しており、広域連合以外の広域的な手法として定住自立圏の枠組みによる手法があるものの、圏域全体で共通する事業への取り組み手法としては、広域行政機関である広域連合が事務局を担う手法がより適切であるとの結論を得た。

以上の理由から平成 28 年 4 月に組織化を目指す在宅医療・介護連携推進協議会（仮称）を組織し、その事務局を、南信州広域連合に置くこととし、11 月 13 日に開催した第 8 回広域連合会議及び 12 月 1 日開催の広域連合議会第 2 回定例会において、その方向性を説明し承認を得た。（次ページイメージ図参照）

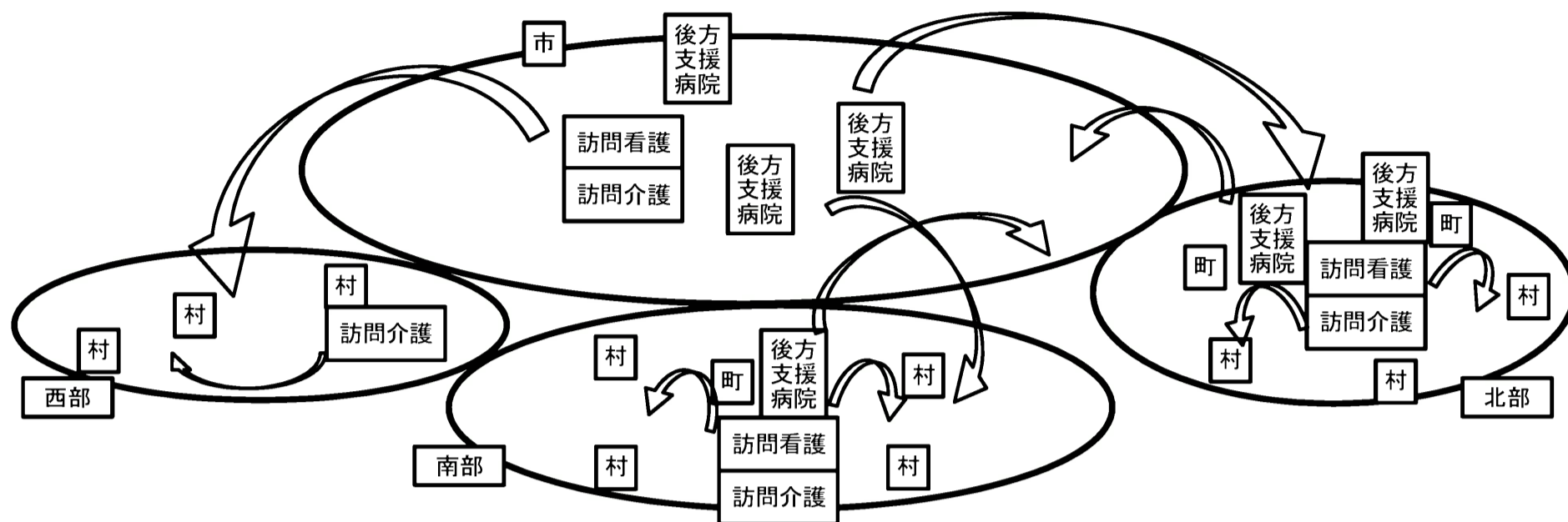
組織の設置に向けて、体制及び予算については今後更に検討していくこととしている。

現状

潜在する課題

人材不足（診療所医師・訪問看護師・訪問介護員）

医療・介護資源偏在（後方支援病院・訪問看護ステーション・介護事業所）



将来

新たな課題

在宅医療患者の増加

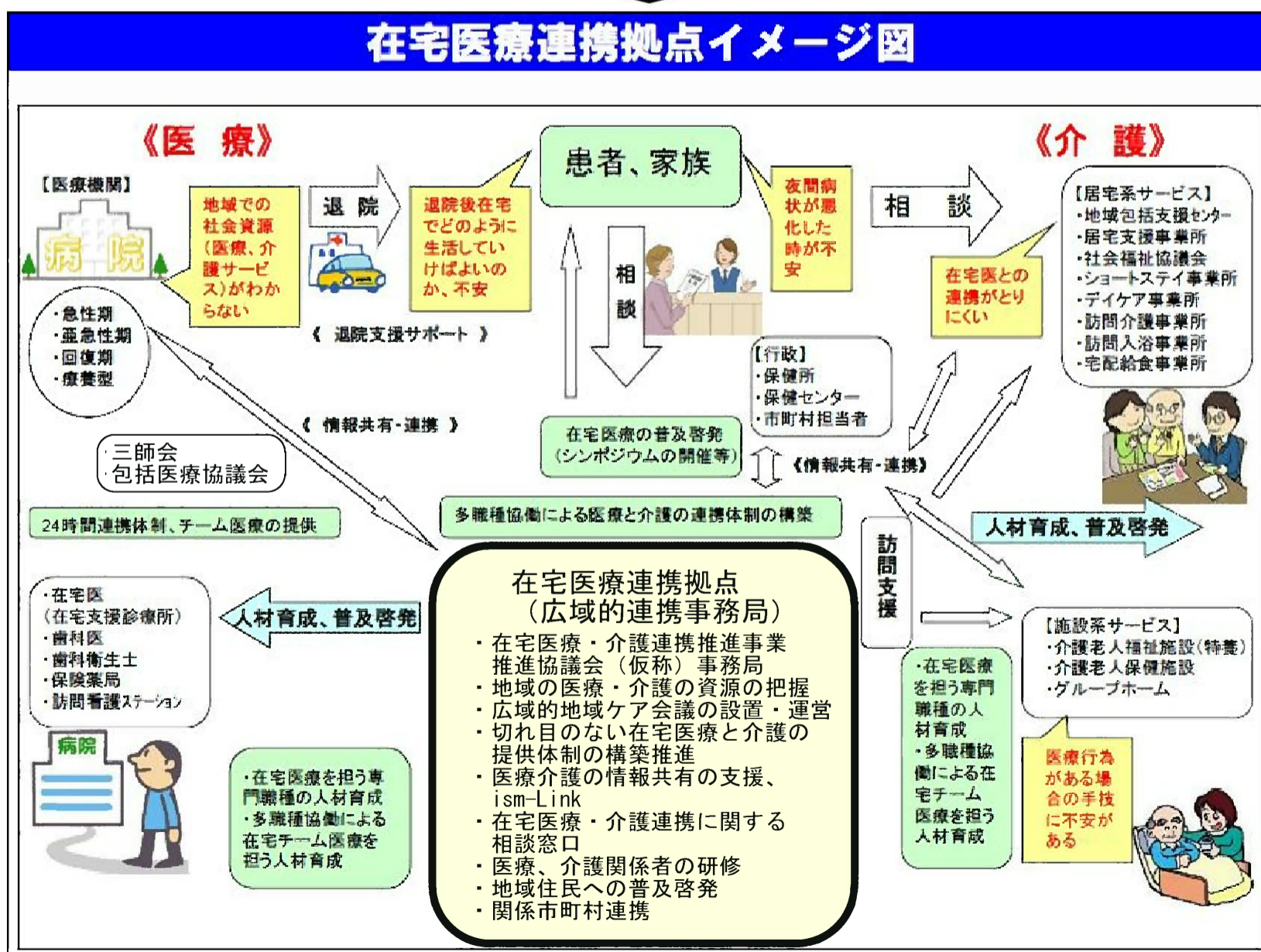
個別市町村の資源の限界

負担大

(対応策)：圏域の連携づくり、人材確保、人材育成、医療介護サービスの広域的な提供体制、カルテ共有と介護情報の共有

負担減少

在宅医療連携拠点イメージ図



在宅医療・介護連携推進事業の各項目の関連図

(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討
(在宅医療・介護連携の課題は、二次医療圏で協議する必要がある。市町村の独自課題は、各市町村地域ケア会議で協議する。)

医療・介護関係団体などの広域的連携組織

(三師会,看護協会,PT協会等のほか、介護支援専門員、保健師,社会福祉士,介護福祉士などの職能団体など)



(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討 (市町村,地域包括支援センター,保健福祉事務所,救急その他広域行政組織)

(ウ)切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

- ◆地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を協議推進
(主治医副主治医制の構築検討、24時間365日型訪問看護介護サービスの検討、医療介護連携ICTの構築検討など)

(カ)医療・介護関係者の研修

- ◆地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- ◆介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

(キ)地域住民への普及啓発

- ◆地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催 ◆パンフレット,チラシ,広報,HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発 ◆在宅での看取りについて講演会の開催等



(オ)在宅医療・介護連携に関する相談窓口(医療と介護関係者の情報共有ネットワークセンター)

- ◆医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口(医療介護連携支援拠点)の設置・運営

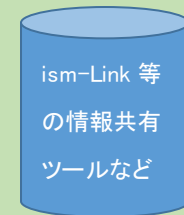
(ア)地域の医療・介護の資源の把握

- ◆地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化
- ◆必要に応じて、連携に有用な項目(在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等)を調査
- ◆結果を関係者間で共有



(エ)医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用



○ 図の説明

- 1 国の八項目は、「協議組織の設置」「協議組織での議題」「連携拠点の設置」「情報連携ツールの構築」「単に事務事業」に大別される。
- 2 まず、協議組織に関することについて。
 - ・ (イ)は、医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、課題抽出と対応策の検討を行ってP D C Aサイクルを展開するというもの。
 - ・ ただし、医療・介護連携の課題は、二次医療圏全体に関わる。したがって、(ク)において14市町村を一体化し、郡市医師会等と連携して協議する。なお、市町村独自の課題については、各市町村で設置する地域ケア会議で議論される。
 - ・ (イ)の協議では、様々な課題が想定されるが、例えば「退院時、病院から診療所やケアマネへのケース引継ぎルール of 策定」や「医療と介護をつなぐ情報共有ツールの構築」などが挙げられるが、中でも(ウ)「主治医副主治医制」などの在宅医療介護提供体制については、必ず協議しなければならないとされている。(ただし、医師会に委託できる。)
- 3 次に、医療と介護のネットワークづくりについて。
 - ・ (ア)は、医療・介護関係者が活用するための社会資源情報データベース。地図上に載っていることが重要である。特に医療者側は、あまり地域の介護や生活支援のサービス情報を把握していないので、退院時調整の際に医療機関が多用すると見込まれる。
 - ・ 広大な南信州にあって医療・看護・介護の人材確保が困難な中、(エ)は、在宅医療介護スタッフの情報共有ツールによって、病院と自宅をつなぎ、それを補完しようとするもの。ism-linkでの医療間連携が進みつつあるが、これを医療介護間連携にどう展開するか of 協議を行うことになる。
 - ・ これら情報共有とスタッフ連携のネットワークセンターとなるのが、(オ) of 医療・介護連携相談窓口である。これは、医療と介護のネットワークセンターであり、(ア)や(エ)を管理運営し、医療機関、市町村地域包括支援センター、ケアマネなどを結ぶ連携支援を担当する。例えば、市内病院の患者が天龍村に帰宅する際、「病院」と「自宅への訪問医やケアマネ」 of マッチング支援。
 - ・ 同時に、(オ)は2 of 協議の事務局を担うことが効果的・効率的である。これは、医師会からの要望でもある。
- 4 最後に、実施すべき事務事業として
 - ・ (カ)医療・介護スタッフへの研修や、(キ)地域住民への啓発事業が述べられている。これらは、効果性・効率性の視点から検討する。

在宅医療・介護連携推進事業の役割分担、及び重点的・優先的事項等

※◎：主体的に取り組む組織 ○：補完的に取り組む組織

事業名	事業概要	市町村	市町村ブロック	広域的な組織	医療団体 (三師会・看護協会 ・包括医療協議会)	介護団体 (ケアマネ団体・介護福祉施設)	保健所(県)	課題と思われる事項	組織化後、優先的・重点的な協議が必要と思われる事項
(ア)地域の医療・介護サービス資源の把握	①地域の医療機関、介護事業所等の情報収集 ②地域の医療・介護資源のリスト又はマップ作成と活用	地域の資源を調査 ○		・資源情報の項目等検討、集約 ・システム構築及び維持管理体制等の検討 ◎	・情報提供及び関係機関への協力依頼、周知 ○	・情報提供及び関係機関への協力依頼、周知 ○	・財務的支援 ・県情報システムとの連携検討 ○	・活きた情報を収集するためには、それなりの手間をかけることが必要となる。市町村担当部局、三師会の十分な協力が不可欠 ・どのレベルまでの資源情報を収集するか。インフォーマルサービス等も盛り込むと、活きた情報として活用できるが、手間もかかる。	・年度内に把握すべき項目を整理し、来年度具体的なリストを試作する(地域住民向けを先行する等)。将来の在宅医療のネットワーク化に向けた資料づくりとしてアンケート調査などを実施し、マップ化も検討。 ・情報の更新頻度を上げていく等の維持関係は、専任の事務局員の必要性等組織化の課題もあり、どう対応していくか検討。 ・29年度に運用開始を目標。
(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の協議	・在宅医療・介護連携の課題を抽出し、抽出された課題の対応策について、医療・介護関係者の参画する会議等により対応策等について検討	・市町村の地域ケア会議にて地域内の課題整理、対応検討 ・ブロック或いは広域的な協議が必要な課題の整理	・ブロック単位の検討組織の設置検討	・市町村から抽出された課題を検討する協議組織の設置検討 ・検討結果及び対応策を市町村の地域ケア会議へ ◎	・会議への参加協力、地域全体の事業推進に関与 ・医療側からの課題の抽出と対応策の提案 ◎	・会議への参加協力、地域全体の事業推進に関与 ・医療側からの課題の抽出と対応策の提案 ◎	財源的支援など ・病床機能報告制度及び地域医療ビジョンに関する情報提供 ○	広域的な会議で議論、検討された事項について、各市町村での政策や、関係機関・団体での実践へつなげるための工夫が必要	・市町村では困難な課題を検討する広域的協議組織の設置検討 ・市町村地域ケア会議と広域的協議組織との情報連携のしくみづくり ・情報共有のしくみづくりについて、統一とするか標準的(目的的)とするか、また急変時しくみづくりや退院時ルールづくりなど性質の違いで、適用する範囲を変えるか等の検討
(ウ)切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	・医療・介護関係者の協力を得ながら、体制構築のための必要な取組を(イ)の会議を利用し、更に医療・介護関係者を集めて検討	・必要な取組みについて、実現に向けて着実な推進	・市町村単位では非効率・実現不能な事業で、ブロックで取り組むことが効果的・効率的な事業を受け持つ。	・検討会議の組織化検討 ・調整窓口の検討 ・市町村単位では非効率・実現不能な事業で、二次医療圏単位で取り組むことが効果的・効率的な事業を受け持つ。 ○	・課題分析、改善・要望への対応 ・訪問看護ステーションの需要予測や職員確保の検討 ◎	・課題分析、改善・要望への対応 ・訪問看護サービスの需要予測等 ◎	財源的支援など ○	・主治医・副主治医制、急変時の診療医療機関の確保等の仕組み作りは、医師会内での調整が不可欠 ・訪問看護の適正配置が大きな課題だが、看護協会、医療機関との緊密な連携が欠かせない ・定期巡回・随時対応型訪問看護介護事業の導入について、ニーズと供給体制について研究が必要	・連携と情報共有のための、地域密着型医療・看護・介護連携システム構築に向けた検討 ・主治医(かかりつけ医)・副主治医(後方支援病院群)制、急変時の診療医療機関の確保等の仕組みづくりの検討 ・救急医療体制の課題検討 ・訪問看護、歯科、薬科など、圏域内での医療資源偏在の対応策検討 ・人材確保を目的とした需給予測調査結果の活用と対応策研究
(エ)医療・介護関係者の情報共有の支援	①情報共有ツールの作成 ②情報共有ツールの導入支援と活用状況の把握			①飯田下伊那診療情報連携システム[ism-Link]への支援 ②介護系のICT導入の検討 ③ICT以外の情報共有システムの検討 ◎	・活用支援 ・検討支援 ◎ ◎市立病院	・活用支援 ・検討支援 ○	財源的支援など	・訪問介護、ケアマネジャー等介護専門職が参加する情報共有システムの構築は、医療ニーズの高い在宅療養者のケアには、今後不可欠と思われる。 ・介護職が参加する情報共有システムを、市町村がばらばらに構築・運営してしまうと、効果的な医療・介護連携が困難となる。	・ism-Linkへの全医療機関参入のための課題検討と、信州MN等その他のICT情報ツールの課題検討 ・介護系を含む効果的・効率的なICT情報共有システム導入の検討 ・ICT以外の情報共有システムの検討
(オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援	①在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営 ②医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談への対応等 ③地域包括支援センターとの連携	・住民からの相談窓口は、地域包括支援センター ○ (運営)		・全体の事業を推進する事務局機能 ・常時、相談、提案を受け付ける組織を持つ。 ・必要な支援・調整を行う。 ・病床機能分化を踏まえ、病院への相談支援、介護施設への相談支援などを受け持つ。 ◎ (運営)	・事業の推進について事務局と連携 ◎	・事業の推進について事務局と連携 ◎	人的支援・財源的支援など	・広域的な相談機関と各市町村の担当部局、地域包括支援センターとの役割分担、連携のあり方の調整が必要	・8事業を市町村に代わって二次医療圏全体で広域的に推進するための組織として位置づけ、相談支援センター機能のニーズを専門職員の配置も含めて検討(平成30年4月までの設置)を行いながら、その他の事業の事務局を担う。 ・事業(オ)は、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所など14市町村の地域包括ケア推進機関をサポートする立場になる。また、二次医療圏の情報共有システム(ism-Link)の管理業務も想定され、事業推進組織の運営委託先は、広域行政機関(広域連合)が担うことが望ましい。
(カ)医療・介護関係者の研修	①多職種連携についてのグループワーク等の研修 ②地域の医療・介護関係者に対する研修	・研修会への協力、参画		・定期的な研修会の企画・運営を行う。(多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業の発展形) ◎	・研修会の企画・運営への支援 ○	・研修会の企画・運営への支援 ○	財源的支援など	・今後、在宅療養が拡大する見込みであることから、介護職の医療に関する専門知識の習得が欠かせないと思われる。そのための研修機会の確保が必要となる。	・退院支援関係者のレベル向上や関係機関間の情報周知など、多職種協働の研修開催の検討
(キ)地域住民への普及啓発	①在宅医療や介護に関する講演会等の開催 ②啓発パンフレットの作成・配布等	・市町村で行う講演会及び広報等の実施 ◎		・講演会開催規模、啓発パンフの作成単位、関係団体等の連携等検討 ○	・各講演会等の共同実施 ○	・各講演会等の共同実施 ○	・啓発パンフレット作成 ○	・在宅での看取り、事前指示書の普及啓発は、郡市全体で一体となって取り組むべき課題 ・エンディング・ノートの普及等は、各市町村の考え方に委ねるべき事項	・来年度、広域的に行った方が効果的と考えられるシンポジウム等の普及啓発の実施計画を年度内に検討する。 ・普及啓発課題を例示すると、認知症の地域支援、地域完結型医療、これからの医療介護連携、医療・介護の予防など。また、シンポジウム等を活用して、訪問看護ステーションなど地域資源の認知度の向上を図る必要がある。
(ク)在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	・複数の関係市町村が協力して、共通の情報共有の方法等、広域連携が必要な事項について地域の実情に応じて検討	・事務局との連携 ◎	・必要に応じてブロック単位での連携 ○	・協議組織の検討 ◎	・協議組織の検討 ◎	・協議組織の検討 ◎	・協議組織の検討 ◎	・広域的な事務局と各市町村の担当部局との役割分担、連携のあり方を事前に検討する必要がある。	・昨年度構成市町村で組織化した飯伊圏域地域包括支援センター広域連携会議を、事業(オ)で提案する推進協議会へ発展的に移行する形とし、二次医療圏での連携体制を構築する。